

特別養護老人ホーム吉井川荘 料金表

(令和6年8月1日、介護保険負担割合1割の方)

※介護負担2割または3割の方は介護サービス費に応じた負担となります。

地域密着型施設(ユニット)

1. 第4段階【市町村民税課税世帯の方】

(単位:円)

介護サービス費			
介護度区分	施設サービス費	加 算 料 金	
要介護1	682	①サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22
要介護2	753	⑨看護体制加算(Ⅰ)	12
要介護3	828		
要介護4	901		
要介護5	971		

ユニット型個室		
居住費	食 費	月額利用料
2,066	1,680	136,781
		139,201
		141,757
		144,245
		146,630

2. 第3段階②【市町村民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万を超える方等】

介護サービス費			
介護度区分	施設サービス費	加 算 料 金	
要介護1	682	①サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22
要介護2	753	⑨看護体制加算(Ⅰ)	12
要介護3	828		
要介護4	901		
要介護5	971		

ユニット型個室		
居住費	食 費	月額利用料
1,370	1,360	106,301
		108,721
		111,277
		113,765
		116,150

3. 第3段階①【市町村民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万を超え、120万以下の方等】

介護サービス費			
介護度区分	施設サービス費	加 算 料 金	
要介護1	682	①サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22
要介護2	753	⑨看護体制加算(Ⅰ)	12
要介護3	828		
要介護4	901		
要介護5	971		

ユニット型個室		
居住費	食 費	月額利用料
1,370	650	85,001
		87,421
		89,977
		92,465
		94,850

4. 第2段階【市町村民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万以下の方等】

介護サービス費			
介護度区分	施設サービス費	加 算 料 金	
要介護1	682	①サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22
要介護2	753	⑨看護体制加算(Ⅰ)	12
要介護3	828		
要介護4	901		
要介護5	971		

ユニット型個室		
居住費	食 費	月額利用料
880	390	62,501
		64,921
		67,477
		69,965
		72,350

5. 第1段階【高齢福祉年金受給または生活保護受給者】

介護サービス費			
介護度区分	施設サービス費	加 算 料 金	
要介護1	682	①サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22
要介護2	753	⑨看護体制加算(Ⅰ)	12
要介護3	828		
要介護4	901		
要介護5	971		

ユニット型個室		
居住費	食 費	月額利用料
880	300	59,801
		62,221
		64,777
		66,227
		69,650

注1 月額利用料は介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)を含んだ金額です。

- ・その他の散髪代、医療費、日常生活品等で自己負担が生じる場合があります。

介護保険法の改正等により施設サービス費等に変更が生じた場合は、ご契約者の負担額も変更となります。また施設サービス費以外に、下記加算を算定した場合は自己負担額に追加されます。

[単位×10円(級地区分 その他)]

- ①サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22単位/日
 - ・勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の35以上の割合配置
 - ②外泊時費用加算 246単位/日 ※1月につき6日を限度
 - ③初期加算 30単位/日
 - ・入所に伴い様々な支援が必要なことから入所後30日に限り
 - ④安全管理体制加算(初日のみ) 20単位
 - ・外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内の安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること
 - ⑤栄養マネジメント強化加算 11単位/日
 - ・管理栄養士を配置し、栄養ケア計画を作成、実施及び評価を行った場合
 - ⑥療養食加算 6単位/回
 - ・医師の指示(食事箋)に基づく腎臓病食や糖尿病食等の療養食の提供が行われた場合
 - ⑦認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3単位/日
 - ・認知症ケアに関する専門研修を修了した者が介護サービスを実施した場合
 - ⑧科学的介護推進体制加算(Ⅰ) 40単位/月
 - ・さまざまなケアにより記録している利用者の状態像に関する情報について、厚生労働省が指定するデータベースに情報提供をし、得られるフィードバックをもとに、PDCAによりケアの質を高めていく取組を行った場合
 - ⑨看護体制加算(Ⅰ) 12単位/日
 - ・常勤の看護師の配置
 - ⑩看護体制加算(Ⅱ) 23単位/日
 - ・基準を上回る看護職員の配置
 - ⑪看取り介護加算(Ⅰ)
 - ・死亡日以前31日以上45日以下 72単位/日
 - ・死亡日以前4日以上30日以下 144単位/日
 - ・死亡日前日及び前々日 680単位/日
 - ・死亡日 1,280単位/日
 - ・医師が終末期であると判断した入所者について、看取り介護を行った場合
- 介護サービスに従事する介護職員等の賃金改善に充てることが目的
- ⑫介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)
 - ・介護サービス費の1カ月の合計額に13.6%に相当する金額